

Title	バーミングハムの白人聖職者たちによる一連の声明とマーティン・ルーサー・キング・ジュニアの獄中書簡との対立
Author(s)	森田, 美千代
Citation	キリスト教と諸学 : 論集, Volume28, 2013.3 : 184-203
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4460
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

バーミングハムの白人聖職者たちによる一連の声明と

マーティン・ルーサー・キング・ジュニアの獄中書簡との対立

森田 美千代

一 はじめに

本稿は、アラバマ州バーミングハムの白人聖職者たちによる一連の声明とマーティン・ルーサー・キング・ジュニア (Martin Luther King, Jr., 1929-1968) の獄中書簡 (Letter from Birmingham Jail) との対立を明らかにすることを、目的とする。キングの獄中書簡の日付は、一九六三年四月一六日である。この書簡は、直接的には、バーミングハムの八人の白人聖職者たちによって出された同年四月一二日付声明に対して、書かれたものである。白人聖職者たちによる声明は、一九六三年四月一二日の声明が最もよく知られているが、実際には同年一月一六日と同年九月七日にも出されている。白人聖職者たちによる声明は三回出されていることや、そしてそれら三つの声明は内容において変化していることは、あまり知られていないので――特に日本において――、本稿では、それら三つの声明の内容を確認し、それら三つの声明の内容の変化をも、明らかにしたい。さらに、キングの獄中書簡を理解することによって、キングが白人聖職者たちの声明の内容の何にこだわっているのかを、明らかにした

い。
キング研究者である黒崎真は、アメリカ南部白人聖職者について、次のように整理している。その整理のしかたは、本稿においても役にたつ。

南部白人牧師は大きく三タイプに分けられる。第一は人種隔離を信じる白人牧師であり、第二は人種統合を積極的に支持する革新的白人牧師である。第一と第二の白人牧師は、いずれもごく少数であった。注目すべきは第三のタイプ、すなわち南部白人牧師の大半——ある統計では5人に4人——を占めていた穏健派白人牧師である。(中略) 穏健派白人牧師は、聖書は人種隔離を正当化しない、あるいは人種統合を支持すると解釈し、人種隔離を支持しなかった。(中略) (また) 穏健派白人牧師は、「民主主義の前提としての」「法と秩序」遵守の立場から、公民権運動側の非暴力直接行動とKKK (Ku Klux Klan) など白人側からのテロ行為の両方を非難する。いっそう重要なことは、「法と秩序」遵守の立場から、彼らは連邦最高裁の判決には従うべきだと考えるのである。²⁾

本稿において取り扱う牧師は、穏健派白人牧師である。穏健派白人牧師は、「法と秩序」遵守の立場から、非暴力直接行動と白人テロ行為の両方を非難し(両方を非難することは、その両方から非難されることもある)、かつ連邦最高裁の判決には従うべきであると、考える。つまり、穏健派白人牧師は、キングに代表される人種統合主義者たちの非暴力直接行動にも、またバーミングハム市公安委員長ユージン・「ブル」・コナー (Eugene "Bull" Conner) やアラバマ州知事ジョージ・ウォーレス (George Wallace)³⁾ に代表される人種分離主義者たちの行為に

も反対する（両方に反対することは、その両方から反対されることもある）。この点を理解しておくことは、本稿において取り扱う三つの声明の内容を正しく理解し、またそれら三つの声明の内容の変化を理解するうえで、重要であると考ええる。

二 バーミングハム運動

八人の白人聖職者たちの声明が出され、それに対するキングの獄中書簡が書かれたのは、アラバマ州のバーミングハムにおいてであった。そのバーミングハムとはどういう所であり、そこで展開されていた運動とはどういふものであったか。

バーミングハムは、アメリカ南部最大の産業都市であった。具体的には、鉄鋼品生産では、アメリカ最大の生産地のひとつであった。

黒人の人口は、バーミングハムの人口三二万人の四〇パーセントを占めていた。しかし、黒人の投票はバーミングハムの八分の一しか事実上発揮できない仕組みになっていた。

人権の観点から言えば、バーミングハムは、権利章典（アメリカ憲法修正第一条から第十条まで）、アメリカ憲法前文、一八六五年に成立したアメリカ憲法修正第十三条（奴隷制度の廃止）、一八六八年に成立したアメリカ憲法修正第十四条（黒人の公民権付与）、一八七〇年に成立したアメリカ憲法修正第十五条（黒人の選挙権付与）、また公立学校における人種隔離を違憲とした一九五四年アメリカ合衆国最高裁判決¹など、まったく聞いたこともないような都市であった。

そのようなバーミングハムにおいて、一九五六年の六月五日に、牧師フレッド・シャトルズワース (the Reverend Fred Shuttlesworth)^⑤ が、「アラバマ・キリスト教人権運動 (ACMHR, the Alabama Christian Movement for Human Rights)」を結成した。この組織はその後、キングが議長を務めている南部キリスト教指導者会議 (SCLC, the Southern Christian Leadership Conference) に加盟した。したがって、SCLCは、一九六二年五月に、バーミングハムで人種隔離 (segregation) に抵抗する運動を展開することを、決定した。

一九六三年四月三日、最初の抵抗運動が展開された。抵抗運動は、ランチカウンターや図書館でのシットイン (坐り込み)、市役所や郡役所へのデモ行進、商店街での不買運動、教会でのニールイン (ひざまずき) であった。抵抗運動の後毎夜、大衆集会が開かれた。その中心は、フリーダムソング (the freedom songs) であった。キングは、非暴力の、哲学と方法について語った。集会の最後に、ラルフ・アバナシー (Ralph Abernathy, 1926-1990) が、シャトルズワースか、キングが、非暴力の抵抗運動に奉仕するボランティアを募るアピール (an appeal for volunteers to serve in the non-violent campaign) を行った。^⑥ キングは、次のように記している。

われわれは暴力を受けても報復せずに我慢することを、自分自身とわれわれに確信させない者はだれもデモ行進に送り出さないことを明らかにしていた。同時にわれわれは彼らが身につけているかもしれないかなる武器をも放棄するように勧めた。何百人という人々がこのアピールに答えた。^⑦

ボランティアを募るやりかたは、教会の礼拝で、出席者に対して教会に所属するように呼びかける「招きの時間 (the invitational periods)」に似ていた。招きに応じて、群れをなして人々が前に出ていった。^⑧

大衆集会のほかにも、キングたちは、実業界や専門職の人々、牧師たち、キングたちを「よそ者」と見なしている人々などとも、会合をもった^⑨。そのなかでも、特に牧師たちに、キングは、次のように言っている。

牧師たちに対しては、私〔キング〕は個人的救済 (individual salvation) の福音を補う (supplement) ための社会的福音 (social gospel) の必要性を強調した。私は、「干からびた」宗教だけが、人々に地上の地獄を味わわせる社会的条件を無視しながら、牧師たちに天国の栄光をほめたたえさせるのだと、示唆した^⑩。

一九六三年四月一二日の聖金曜日に、キングは、デモ行進を決行し、州巡回裁判所 (a state circuit court) による抵抗運動禁止命令違反のかどで、逮捕された。同日、バーミングハムの八人の白人聖職者たちが、キングたちのデモ行進を非難する公開声明を発表した。

三 バーミングハムの白人聖職者たち

バーミングハムの白人聖職者たちによる声明は、一九六三年四月一二日の声明が最もよく知られているが、実際には同年一月一六日と同年九月七日にも出されている。そのことはあまり知られていない。

一九六三年一月一六日に出された白人聖職者たちの署名、同年四月一二日に出された白人聖職者たちの署名、同年九月七日に出された白人聖職者たちの署名の間には、少しの異同がある。ここで、その異同を明らかにしておくたい。

一月一六日に出された白人聖職者たちの署名は、以下の通りである。

ノーラン・ハーモン (Nolan B. Harmon, 1892-1993, 主教、メソジスト)

ポール・ハーディン (Paul Hardin, 1903-1996, 主教、メソジスト)

シー・カーペンター (C. C. J. Carpenter, 1899-1969, 主教、エписコパル)

ジョセフ・ドウリック (Joseph A. Durick, 1914-1994, 準主教、カトリック)

アール・ストーリーリングズ (Earl Stallings, 1916-2005, 牧師、バプテスト)

ジョージ・マレイ (George M. Murray, 1919-2006, 主教補佐、エписコパル)

ミルトン・グラフマン (Milton L. Grafman, 1907-1995, ラビ)

エドワード・ラメージ (Edward V. Ramage, 1908-1981, 長老派教会会議議長、長老派)

以上のほかに、ソテリオス・グーヴェリス (Soterios D. Gouvellis, 司祭、ギリシャ正教)、ユージン・ブラッ

クシュレージャー (Eugene Blackschleger, ラビ)、ジェイ・ビール (J. T. Beale, 秘書兼ディレクター) が、署名している。^①

四月一二日に出された白人聖職者たちの署名は、一月一六日に出された右記の右から八名の署名者と同じであるが、順序が異なっている。四月一二日に出された白人聖職者たちの署名順は、ハーモン、ハーディン、カーペンター、ドウリック、グラフマン、マレイ、ラメージ、ストーリーリングズである。^②

九月七日に出された聖職者たちの署名は、ラメージに代わって、ジョン・クロウエル (John M. Crowell, 長老派教会会議議長、長老派) が署名している。署名順は、ハーモン、ハーディン、カーペンター、クロウエル、ドゥリック、ストーリーングズ、マレイ、グラフィマンである。¹³⁾

右記からわかるように、メソジスト派二人 (ハーモンとハーディン)、エピスコパル派二人 (カーペンターとマレイ)、バプテスト派一人 (ストーリーングズ)、長老派一人 (ラメージ)、カトリック一人 (ドゥリック)、ユダヤ教一人 (グラフィマン)、の構成であった。¹⁴⁾ また、このグループは、ジョンサン・バス (Jonathan Bass) によれば、奇妙な混合グループ (a curious blend) であった。すなわち、リベラルな知識人たち (liberal intellectuals) 保守的な神学者たち (conservative theologians) 社会的福音の擁護者たち (Social Gospel advocates) リヴァイヴアリストたち (revivalists) 改革者たち (reformers) としてカルヴィニストたち (Calvinists) であった。¹⁵⁾ このグループは、一九六三年に、時々集まっていた。このグループは、非公式のグループ (informal group) であった。公式名はなかったが、グループ内では和解の委員会 (the Committee of Reconciliation) と呼んでいた。¹⁶⁾ 一九六三年四月、キングたちによるデモが行われた後の一年六か月以内に、このグループ (八人) のうち三人しか、バーミングハムに残らなかった。一九七一年までには、たった一人しか、バーミングハムに留まらなかった。三人とは、カーペンター、マレイ、グラフィマンのことであり、たった一人とは、グラフィマンのことである。¹⁷⁾

四 バーミングハムの白人の聖職者たちによる一九六三年一月一六日の声明

一月一六日の声明は、「白人牧師たちによる法と秩序についての声明 (The White Ministers' Law and Order

Statement) 」とも言われるが、聖職者たち自身は、「法と秩序と良識への訴え (An Appeal for Law and Order and Common Sense) 」と言っている。

この訴えは、誰に向かつてなされたのか。バスによれば、人種隔離廃止に反対する者たち (the opponents of desegregation) に向かつて、すなわち主として白人たちに向かつて、なされた。¹⁸ このことは、これまでの研究では明らかになっていなかった点ではないか。

この訴えをなすに際して、白人聖職者たちの認識は、どういうものであったか。聖職者たちは、法廷の裁定によって、アラバマ州の学校では人種隔離が廃止されるであろうと、まず認識している。多くの誠実な人々 (すなわち白人たち) はこの変化に反対しており、聖職者たちも南部人として、白人たちの反対を理解できるとしている。にもかかわらず、聖職者たちは、白人たちによる大胆な反抗 (defiance) は、正しい答えでも解決でもないとしていいる。また、聖職者たちは、扇動的で反抗的な声明は、暴力と不一致と混乱と愛する州 (アラバマ州) の不名誉を導くだけであると、している。¹⁹ これらが、聖職者たちの認識であった。

以上の認識をもとにして、聖職者たちは、白人たちに以下の提言をする。

- 1、憎しみと暴力 (hatred and violence) は、アメリカの宗教的および政治的伝統においては支持 (sanction) を得られない。
- 2、法および社会変化についての意見の相違は、決して大胆な反抗や無秩序や転覆 (defiance, anarchy, and subversion) を導くものではない。
- 3、法廷と議会は法律を検討して変える権限をもっているが、法律は個人の気まぐれによって (by whims of in-

dividuals) 無視されることができるものではない。

4、国民は、憲法を修正したりあるいは適切なアクションを通して裁判官を弾劾する権利をもっているが、それ
までは、アメリカ人の生活のしかたは、法廷の裁定への服従による。

5、もしだれもの自由 (Freedom) が同じように護られなければ、どの人の自由も安全ではない。

6、言論の自由は、やり返しやいやがらせを受けるといふ恐れなく、保たれそして行使されなければならない。

7、すべての人間は、神の像 (in the image of God) に造られている。すべての人間は、人間に属しているところのあらゆる基本的権利と特権と責任をもっている同輩の人間として尊敬を受けるに値する。²⁰

最後に、聖職者たちは、人種隔離廃止に反対する人々を含むすべての人々が、神の導き (divine guidance) を求めて、声明に表わされている聖職者たちの思いに賛成してほしいと訴えている。²¹

一月一六日の声明は、前にも記したように、人種隔離廃止に反対する者たちに向かつてなされた。また、バーミングハムでのキングたちの最初の抵抗運動は四月三日であった。したがって、白人聖職者たちの一月一六日の声明に対する、キングたちのリスポンスは表面上はない。

五 バーミングハムの八人の白人聖職者たちによる一九六三年四月一二日の声明²²

一九六三年四月一二日の聖金曜日に、キングは、デモ行進を執行し、抵抗運動禁止命令違反のかどで、逮捕された。同日、バーミングハムの八人の白人聖職者たちが、キングたちのデモ行進を非難する公開声明を発表した。

四月一二日の声明は、「アラバマ州の聖職者たちによる声明 (Statement by Alabama Clergymen)」とあり、「アラバマ州の八人の聖職者たちによる公的声明 (Public Statement by Eight Alabama Clergymen)」とあり、「白人牧師たちによる聖金曜日の声明 (The White Ministers' Good Friday Statement)」とも言われている。

この声明は、誰に向かってなされたのか。バスによれば、これは、人種隔離廃止論者に向かって、すなわち統合論者たちに向かって、なされた。⁽²³⁾

四月一二日のこの声明において、一月に「法と秩序と良識への訴え」という声明を出して以来、人種問題 (racial problems) に関して建設的で現実的なアプローチが一定的になされていることを、聖職者たちはまず評価している。しかしながら、今や黒人たちによって一連のデモ行動 (demonstrations) がなされており、そしてそのデモ行動は一部分、よそ者 (outsiders) によって指導されていると、聖職者たちは言う。加えて、そのデモ行動は、賢明でもなく (unwise)、時宜にかなってもない (untimely) と、聖職者たちは述べている。⁽²⁴⁾

聖職者たちは、黒人と白人双方の人種隔離廃止論者に向かって、人種問題は、街頭でのデモ行動によってではなく、法廷 (courts) で (これは一月の声明でも強調されていた)、また交渉 (negotiation) で解決されるべきであると、言っている。⁽²⁵⁾

最後に、聖職者たちは、特に黒人たちに、デモ行動を支持することから撤退するように、促している。⁽²⁶⁾

六 マーティン・ルーサー・キング・ジュニアの獄中書簡

キングは、四月一二日付の、八人の白人聖職者たちによる声明に対して、獄中から、四月一六日付で書簡を記す。

主たる内容は、以下の通りである。

第一に、キングは、白人聖職者たちに対して、自分がなぜここバーミングハムにいるのかということについて答えないければならない、と言う。バーミングハムにいる理由として、キングは、二つの理由を挙げている。その一つは、自分は南部のすべての州で活動している南部キリスト教指導者会議(the Southern Christian Leadership Conference)の議長であること、また南部キリスト教指導者会議の組織には八五の加盟団体があり、ここアラバマ・キリスト教人権運動(the Alabama Christian Movement for Human Rights)はその加盟団体であるので、自分はこのアラバマに組織上の連携をもっていると言えること、によるとキングは説明する。二つ目の理由として——こちらの理由がもつと根本的であるが——、キングは、自分がバーミングハムにいるのは、ここバーミングハムに人種的不正義(racial injustice)が存在するからである、と言う。²⁷⁾

第二に、黒人はなぜシットインやデモ行進のような直接行動(direct action)をするのかと白人聖職者たちは言うが、黒人がなぜそうせざるをえないのかについて、彼らは理解していないと、キングは言う。²⁸⁾この点に関して、すなわち黒人がなぜシットインやデモ行進のような直接行動をせざるをえないのかについて、白人聖職者たちは一貫して、まったく想像力が欠如している。そのことは、白人聖職者たちによる三回の声明の確固たる特徴であると、言える。

キングは、黒人が直接行動をとるとき、それに先立つ基本的段階(basic steps)を踏まえているのだと、説明する。すなわち、不正義が存在するか否かを決定する事実の収集(collection of the facts to determine whether injustices exist)をし、また交渉(negotiation)しようとして、さらに自己浄化(self-purification)の努力をするが、それでも事態が改善されなるとき直接行動を起こすのであると、説明する。²⁹⁾

「第一に」のところ、明らかにしたように、バーミングハムには人種的不正義が存在することは否定できない。黒人指導者たちはバーミングハムの白人指導者たちと交渉しようとして試みたが、バーミングハムの白人指導者たちは交渉に応じようとはしなかった。それにもかかわらず、黒人の側は、自己浄化の努力を重ねてきた。たとえば、「十戒」の誓約である。その内容は、以下の通りである。

- 1、日ごとにイエスの教えと生涯について瞑想せよ。
- 2、バーミングハムにおける非暴力運動は、正義と和解を求めるものであって、決して勝利を求めるものではないことを、常に覚えよ。
- 3、愛の精神で歩き、かつ語れ、なぜなら神は愛であるから。
- 4、万人が自由になるために、神に用いられるよう、日ごとに祈れ。
- 5、万人が自由になるために、個人的願望は捨てよ。
- 6、味方だけでなく、敵に対しても、普通の礼儀作法を守れ。
- 7、他者と世界のために、絶えず奉仕するように努めよ。
- 8、こぶしと舌と心の暴力を抑えよ。
- 9、精神と身体を健康を保て。
- 10、運動とデモの指揮者の指示に従え。^⑩

以上のように、黒人の側では自己浄化に努めているが、白人の指導者たちは黒人との交渉に応じようとはしない。

そこで、黒人たちは、直接行動を起こすことによつて、交渉の扉を開けようとしているのである。

第三に、白人聖職者たちは、バーミングハムにおけるキングたちの行動は時宜に適していない (untimely) ので待て (Wait) と言っているが、黒人たちは——もう三四〇年以上も待ち続けて——もはや待てない限度にきているのだと、キングは応答する⁽³¹⁾。

第四点は、法 (Law) に関することである。黒人たちは法を破っていると、白人聖職者たちは言うのに対して、法には正しい法と不正な法 (just laws and unjust laws) の二種類があり、不正な法には従つてはならないと、キングは言う。それでは、正しい法とはどういう法か。不正な法とはどういう法か。キングによれば、正しい法とは人間の人格を高める (uplift human personality) ものであり、不正な法とは人間の人格を貶める (degrade human personality) ものである⁽³²⁾。

キングは、今述べたことを用いて、人種隔離 (segregation) について、次のように言う。

あらゆる人種隔離の法令は不正な法である。なぜなら人種隔離は、人間の魂を歪め、人格を傷つけるからである。それは、人種隔離する側に誤つた優越感を与え、人種隔離される側に誤つた劣等感を与えるからである。人種隔離は、ユダヤ人哲学者マルティン・ブーバーの言葉を用いるならば、「われと汝」の関係を「われとそれ」の関係に代えてしまい、結果として人間を物に変えてしまう。それゆえ人種隔離は、政治的、経済的、および社会的に不健全であるのみならず、道徳的にも間違いであり罪深いものである⁽³³⁾。

第五に、キングは、二つの失望 (disappointment) を、表明している。最初の失望は、白人穏健派 (the white

moderate) に対してである。白人市民会議 (The White Citizen's Council) やク・クラックス・クラン (The Ku Klux Klan) に対してではなく、白人穏健派に失望していると、キングは明らかにしている。その白人穏健派 (声明を出した白人の聖職者たちもそのなかに含まれる) は、キングたちの非暴力抵抗運動を過激である (extreme) と言っているが、キングは、過激であるか否かが問題ではなく、いかなる種類の過激かが問題であるとしたうえで、正義の拡大のために過激であることが必要とされていると、述べている。⁽⁸⁴⁾

二つめの失望は、白人教会とその指導者たちに対してである。しかし、キングは、その失望を否定的批判者として言っているのではなく、「そのことを、教会を愛し、その胸の中で育てられ、その霊的祝福で支えられ、そして命の続く限りそこに忠実に留まろうとしている福音の牧者として、言っているのである」と、言う。⁽⁸⁵⁾

第六に、キングは、以上のような失望にもかかわらず、希望をもっていると、言う。なぜなら、白人たちのなかの「いくらかの高貴な魂 (some noble souls)」が、パートナーとしてキングたちの運動に加わってくれたからである。キングは、彼らを「暗黒の失望の山に希望のトンネルを掘った」人々と、言っている。キングが希望をもっている、もう一つのこととは、黒人たちの運命 (destiny) とアメリカの運命は結びついており、黒人たちの要求のなかにアメリカの聖なる遺産と神の永遠の意志 (the sacred heritage of our nation [America] and the eternal will of God) が具体的に表わされていると言えることである、と言う。⁽⁸⁶⁾

七 バーミングハムの八人の白人聖職者たちによる一九六三年九月七日の声明

九月七日の声明は、「白人牧師たちによる反暴力の声明 (The White Ministers' Anti-Violence Statement)」と

も言われている。

この声明の背景には、次のようなことがあった。ウォーレス知事が、アラバマ州警察に対して、次のことを命じた。すなわち、裁判所の禁止命令が出されるまで、アラバマ州の小学校と中学校および高等学校の、裁判所による統合命令を中止するようにという命令であった（しかし、実際には九月一〇日までに、一定数の学校が裁判所の命令によって、統合された）。また、九月四日には、バーミングハムで黒人の市民権獲得のために活動していた弁護士の家が爆破されたり、デモや暴動が起きたりした。⁽³⁷⁾

この声明は、誰に向かってなされたのか。第一の声明は、人種隔離廃止に反対する者たちに向かって、すなわち主として白人たちに向かって、なされた。第二の声明は、人種隔離廃止論者に向かって、すなわち統合論者たちに向かって、なされた。⁽³⁸⁾ 今回の第三の声明が誰に向かってなされたかは、第一の声明と第二の声明ほど、明らかではない。強いて言えば、白人と黒人の両人種を含む市民 (the citizens) に対してなされたと言えよう。⁽³⁹⁾

また、今回の声明は、量的にも少なく、内容においても拡散的かつ抽象的であり、全体的にインパクトがない。というのも、この声明が、バーミングハム運動と八月二八日のワシントン大行進でキングが成功をおさめたのちに、「時宜に適さない」で、出されたからであろう。

八 おわりに

バーミングハムの白人聖職者たちによる声明は、一九六三年四月一二日の声明が最もよく知られているが、実際には同年一月一六日と同年九月七日にも出されているので、延べ三回出されていることになる。また、それら三つ

の声明の内容は、変化していつている。そのようなことについては、これまでの研究ではあまり知られていなかった。特に日本においてはそうである。

第一の声明は、人種隔離廃止に反対する者たちに向かって、すなわち主として白人たちに向かって、なされた。第二の声明は、人種隔離廃止論者に向かって、すなわち統合論者たちに向かって、なされた。第三の声明が誰に向かってなされたかは、第一の声明と第二の声明ほど明らかではないが、白人と黒人の両人種を含む市民に対してなされたと言えよう。これら三つの声明が誰に向かってなされたかについても、日本におけるこれまでの研究では、意識されることが少なかったのではないか。

白人聖職者たちによる三回の声明に共通していることは、どの声明においても、「法と秩序」が大事であること、ならびに人種問題は街頭でのデモ行動によつてではなく、「法廷」で解決されるべきであること、を強調していることである。白人聖職者たちがこれらのことを強調すればするほど、黒人たちの置かれている状況に対する白人聖職者たちの想像力の欠如を露呈することになることを、白人聖職者たちはまったく理解していない、とすることができると。

白人聖職者たちによる声明に対して、キングは何にこだわって応答したか。第一に、キングたちのデモ行動がパーミングハムに関係のない「よそ者 (outsiders)」「たちにより、また「時宜に適さないで (untimely)」、なされている」と白人聖職者たちが非難したことに、キングはこだわった。⁴¹

第二に、白人聖職者たちが、終始一貫して「法の遵守」を強調したのに対して、キングは、法には正しい法と不正な法とがあり、正しい法は人間の人格を高めるが、不正な法は人間の人格を貶めるものであるので、不正な法には従ってはならないと、応答した。

第三に、声明を出した白人聖職者たちもキング（たち）もともに、「教会を愛し、その胸の中で育てられ、その靈的祝福で支えられ、そして命の続く限りそこに留まろう」としている福音の牧者⁴²ではないかと、キングは、白人聖職者たちに語りかけている。キングのこういう在りように、筆者は、日本における人権運動と違って、アメリカにおける黒人の人権運動はキリスト教と深く結びついたものであったと、思わざるをえない。そのことについて、日本におけるキング研究の第一人者である梶原は、次のように述べている。筆者も同じ考えである。「キングが黒人たちとともに闘った公民権運動は、一面においてたしかに政治的、社会的運動であったとともに、他面においてキリスト教の真正性を問う運動でもあった」⁴³。

注

- (1) この日付は、キングが獄中書簡を書き終わった日ではなく、書き始めた日であるとの見方もある。Jonathan Bass, *Blessed Are the Peacemakers: Martin Luther King, Jr., Eight White Religious Leaders, and the "Letter from Birmingham Jail"* (Baton Rouge, LA: Louisiana State University Press, 2001), 135.
- (2) 黒崎真「アメリカ公民権運動における教会の役割再考」『アメリカ史研究』第三二号、二〇〇八年、八一頁。
- (3) 一九六三年一月一四日の州知事就任演説で、「人種隔離を今日も、人種隔離を明日も、人種隔離を永遠に」と述べた。
- (4) ブラウン対カンザス州トペカ市教育委員会の裁判において、全員一致により、公立学校における人種隔離は憲法違反であるとの判決が下された。
- (5) シヤトルズワースは、一九二二年に生まれ、一九五一年にセルマ大学を、一九五三年にアラバマ州立カレッジを、卒業している。バーミングハムのベテル・バプテスト教会 (Bethel Baptist Church) の牧師である。SCLCの創立メンバーの一人である。

- (9) Clayborne Carson, ed., *The Autobiography of Martin Luther King, Jr.* (New York: Intellectual Properties Management, Inc. and Warner Books, 1998), 170-86; クレイボーン・カーソン編『マーティン・ルーサー・キング自伝』梶原寿訳、日本基督教団出版局、二〇〇一年、二〇四―二二二頁。黒崎は、筑波大学博士（文学）学位請求論文「マーティン・ルーサー・キング・ジュニアにおけるキリスト教実践―アメリカ公民権運動と黒人教会―」の一頁において、「同書〔*The Autobiography of Martin Luther King, Jr.*〕は、キングの思想と活動全体を理解する点で良書である。しかし、文章のどこからどこまでがどの出典によってつながれているか不明な場合があるため、本研究『黒崎の博士学位請求論文』では引用としては使用しないことにする」と記している。筆者も黒崎の考えに賛成である。しかし、本稿で取り扱っている範囲に限る、黒崎が指摘するようなネガティブな影響は受けないこと、また梶原の翻訳がわかりやすいこと、の二つの理由により、本稿では *The Autobiography of Martin Luther King, Jr.* と『マーティン・ルーサー・キング自伝』を使用することにする。
- (7) Carson, ed., 178; カーソン編、二二三頁。
 (8) *Ibid.*, 178-79; 同書、二二四頁。
 (9) *Ibid.*, 179; 同書、二二四―二二五頁。
 (10) *Ibid.*, 179; 同書、二二四頁。
 (11) Bass, 234.
 (12) *Ibid.*, 236.
 (13) *Ibid.*, 257-58.
 (14) *Ibid.*, 5.
 (15) *Ibid.*, 5.
 (16) *Ibid.*, 10.
 (17) *Ibid.*, 292.
 (18) *Ibid.*, 19.
 (19) *Ibid.*, 233.

- (20) *Ibid.*, 233-34.
- (21) *Ibid.*, 234.
- (22) 四月二日の声明は、梶原寿が、その著『み足の跡をしたいて——キング牧師における信仰のかたち——』（新教出版社、二〇〇〇年）の六五—六六頁において、要約している。その要約も参照していただきたい。
- (23) Bass, 19.
- (24) *Ibid.*, 235.
- (25) *Ibid.*, 236.
- (26) *Ibid.*, 236.
- (27) Carson, ed., 188；カーソン編、二二四—二二五頁。
- (28) *Ibid.*, 189；同書、二二六頁。
- (29) *Ibid.*, 189；同書、二二六頁。
- (30) Martin Luther King, Jr., *Why We Can't Wait* (New York: A Signet Classic, 1964), 51. 梶原寿『マーティン・L・キング』清水書院、一九九一年、一三九—一四〇頁。梶原『み足の跡をしたいて』、五九—六〇頁。
- (31) Carson, ed., 191-92；カーソン編、二二八—二二九頁。
- (32) *Ibid.*, 193；同書、二三〇頁。
- (33) *Ibid.*, 193；同書、二三〇頁。
- (34) *Ibid.*, 195-98；同書、二三二—二三六頁。
- (35) *Ibid.*, 199；同書、二三七—二三八頁。
- (36) *Ibid.*, 201-02；同書、二四〇—二四一頁。
- (37) Bass, 180. バスによれば、この人物はアーサー・シヨーズ (Arthur Shores) である。
- (38) Bass, 180.
- (39) *Ibid.*, 19.
- (40) *Ibid.*, 257.

- (41) そのことについては、本稿のキング獄中書簡のなかの「第一に」と「第三に」で述べている。また、次も参照していただきたい。Carson, ed., 198: カートソン編、二二四頁。
- (42) *Ibid.*, 199: 同書、二三八頁。
- (43) 梶原『マーティン・L・キング』、一五二頁。